

八潮市自治基本条例が

制定されました

市政運営の基本理念や基本的なルールを定めた八潮市自治基本条例が7月1日から施行されます。

☎市民協働推進課 ☎内465

○自治基本条例とは？

「自治基本条例」とは、市政運営の基本理念や市民と行政との協働によるまちづくりに必要な考え方や仕組みなどの基本的なルールを定めるものです。

また、市政を進めるうえで基本となる事項や他の条例、計画などを策定する際の原則を定めることから、条例の中の頂点に位置づけられ、「自治体の憲法」とも言われています。

○なぜ自治基本条例が必要なのか？

地方分権時代の到来により、地方公共団体には「地域のことは地域で考え、地

域で決める」という自己決

定・自己責任に基づき、多様化・高度化する市民ニーズに対応し、地域の特色を生かした行政運営が求められています。

このため、市民の権利や自治体運営に関する基本的事項を明確にし、市民参加のあり方や市民と行政との協働によるまちづくりを推進し、多様な市民参加をシステムとして構築していく必要があります。

そこで、「自治基本条例」を制定し、市民と行政とが情報を共有しながら、その責任と役割を分担し、協力・協調しあうパートナーとしての協働関係を築いて市民参画の機会拡充、協働体制の確立を図っていきま

「八潮市自治基本条例」の概要

見出し	盛り込まれている内容
前文	この条例の制定趣旨と基本的な考え方が表現されています。また、本市の歴史や特徴などを盛り込むとともに、市民・市議会・行政が一緒にまちづくりを推進していこうという決意を表明しています。
第1章：総則	この条例では、「市民、市議会、行政が協働し、自治（※）を実現すること」を目的としています。また、この条例を本市における自治に関する最高規範として位置づけているほか、この条例で使用する主な用語について、その定義を規定しています。
第2章：自治の基本理念と基本原則	本市の自治における基本的な考え方と市民がまちづくりに関わるために必要な原則（参画、協働、情報共有・公開の原則）について規定しています。
第3章：まちづくりの基本原則	本市がまちづくりを進めていくための基本原則として、子どもの尊重や安全・安心の確保、危機管理や地球環境に対する考え方について規定しています。この条例の大きな特徴となる項目です。
第4章：市民	自治の主体者（主役）として市民が有している権利や責務、町会・自治会などの地域コミュニティの役割について規定しています。
第5章：市議会	市議会の役割と責務、市議会議員の責務について規定しています。
第6章：行政	公正かつ誠実に市政を執行するために果たさなければならない市長の責務や職員の責務などについて規定しています。
第7章：行政運営の原則	行政情報の分かりやすい公表や計画的で健全な財政運営、国や県との連携協力など、行政運営の原則について規定しています。
第8章：住民投票	市政に係る重要な事項について、住民の意思を反映するために実施される住民投票について規定しています。住民投票を実施するためには別に住民投票条例が必要となりますが、本市では、請求要件などを満たせばいつでも住民投票ができる「常設型」の住民投票条例を制定します。
第9章：条例の検証及び見直し	この条例は、本市における自治に関する最高規範であることから、内容については軽々しく変更されるべきではありませんが、社会情勢の変化に適合した内容になっているかについては定期的に検証する必要があります。そのため、市民を中心とした委員会を設け4年を超えない期間ごとに検証しなければならないことを規定しています。

※自治とは、自分たちのことは自分たちの責任において決めて行うことをいいます。

なお、この条例の詳しい解説を広報やしお4月号から9月号に掲載する予定です。

